

大阪国際がんセンター 連携登録医療機関制度 運用要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、地域の医療機関と大阪国際がんセンター（以下「当センター」という。）が相互に協力し地域医療の充実と発展を目的として、患者さまにお互いの協力関係を明示しつつ良質な医療とサービスを提供するための運用を図るために定める。

(連携登録医療機関制度)

- 第2条 当センターと地域の医療機関の医療機能の分化・連携を推進するために、当センターに連携登録医療機関（以下「登録医療機関」という。）制度を設ける。
- 2 地域の医療機関は、本制度に申請し、当センターがこれを認めた場合に連携登録医療機関になることができる。

(登録、変更、辞退、取り消し)

- 第3条 本制度への登録を希望する医療機関は「連携登録医療機関申請書（診療所、クリニック用）」（様式第1号）、もしくは「連携登録医療機関申請書（病院用）」（様式第1号-2）に必要事項を記入し、当センター地域医療連携室にメールまたはFAXにて送信する。
- 2 登録医療機関は、登録された内容に変更が生じた場合、「連携登録変更届」（様式第2号）を当センターへ提出する。
- 3 本制度の登録を辞退する場合は「連携登録辞退届」（様式第3号）を当センターへ提出するとともに連携登録証を速やかに返却する。
- 4 当センターは必要がある場合、有効期間の満了を待たずに登録を取り消すことができる。
- *各種様式は当センターのホームページからダウンロードできる。

(実施)

- 第4条 当センターは、別紙に定める事項の登録医療機関に対する連携内容及び特典（別紙1）を実施する。

(登録期間)

- 第5条 登録医療機関の登録期間は連携登録証発行日の属する年度末とするが、いずれか一方から辞退の申し出がない限り自動更新とする。

(総会)

第6条 本制度を円滑に推進するため、連携登録医療機関総会を必要に応じて開催する。

(広報)

第7条 当センターは、登録医療機関の一覧を当センター内に掲示する。

2 上記以外にも印刷物やホームページなどを通じて、当センターの登録医療機関である
ことについて広報を行う。

3 上記1、2の広報は、事前に登録医療機関の同意を得た上で実施する。

(個人情報の保護)

第8条 当センター及び登録医療機関は、患者情報の共有に関して個人情報保護法等の関連規
定に従って、必要な措置を講じるものとする。

(事務局)

第9条 本制度を円滑に推進するため、地域医療連携室内に事務局を置き事務的業務を担うも
のとする。

(その他)

第10条 本要綱に定めのない事項または疑義が生じた場合については、地域医療連携室会議に
諮り、相談支援センター長が決定するものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する

附則

この要綱は、令和5年10月20日から施行する

連携登録医療機関に対する連携内容及び特典

1. 当センターは、貴院で掲示いただく『連携登録証』（フレーム含む）を発行いたします。
2. 当センターでの治療を終えた患者さまは基本的に紹介元へ、医療機関へ逆紹介いたします。
3. 当センターで作成する「診療のご案内」、「地域医療連携ニュース」及び当センター主催の講演会・研究会のご案内をお送りいたします。
4. 当センターにおいて公開希望される場合は、当センターホームページや当センターで作成する地域医療連携ニュースに「連携登録医療機関」として明示いたします。
5. 連携登録医療機関総会を開催し、ご案内をお送りいたします。